

# はま新聞

発行者：浜区理事会

住所：男里7丁目29-20

電話：483-6891

メールアドレス：onosatohamaku@gmail.com

ホームページアドレス：onosatohama.lsv.jp/wp

発行日：令和2年9月15日



## 《区・区長の動き》



＜8月18日(火)＞

・緊急役員会議

洗濯工場建設工事に関して、計画変更箇所の報告

＜8月21日(金)＞

・「第9-2組」見原寛二さんがお亡くなりになりました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

＜8月26日(水)＞

・区民センターブロック塀工事の為、撤去となっておりました倉庫に代わり、泉南市より大型物置が設置されました。(下記関連記事)

＜9月5日(土)＞

・天神の森 草刈り実施

暑期中、早朝よりご協力頂き有難うございました。

＜9月10日(木)＞

・緊急役員会議

洗濯工場建設に関する協定書について



## 【9月理事会報告】

- \* 敬老祝い品の内容、進呈時期について…はま新聞、ホームページ参照のこと。
- \* 洗濯工場新築工事に関する件…協定書案作成。締結は住民説明会後に行う。
- \* 区民センター敷地内の灰皿設置場所について…府、市の指導に従う。ホームページ資料参照のこと。
- \* 防災訓練はコロナ禍のため中止を決定。
- \* 市議会議員選挙→投票管理者・小寺区長、立会人・原副事務長、宇澤理事に。

## 古紙・段ボールの集積場所についてのお知らせ

以前の倉庫がブロック塀工事に伴い撤去となり、大変ご不便をおかけしておりましたが、この度、古紙・段ボールの集積場として、元の位置に新しい大型物置が設置されました。以前同様、区民センター開館時には開錠しておりますので、各自、直接お入れ下さい。

毎週金曜日は

コープのお買物便 の巡回日です！

停車時間は 11:00～11:30

是非、ご利用下さい。

\*お買い物袋は有料です。出来るだけマイバッグを持参しましょう。

## 敬老祝い品の進呈のお知らせ

浜区に入会されている方あるいは、その同居のご家族で70歳以上の方を対象に、敬老祝い品の進呈をさせていただきます。該当される方には別途ご案内しております。

この度は、

敬老の日を迎えられることに  
お祝い申し上げます。



今年の浜区対象者は下記のとおりです。

|             |      |
|-------------|------|
| 70歳以上の方     | 550名 |
| うち          |      |
| 今年70歳になられた方 | 51名  |
| 90歳以上の方     | 37名  |

今年はコロナウイルス感染拡大により、敬老会を中止せざるを得ない状況となり、浜区としましても、非常に残念な思いです。

一日も早く事態が収束し、皆様がいっまでもお健やかに、楽しい毎日をお過ごしいただけますよう心からお祈り致します。



## ○ 高齢者ふれあいサロン

コロナウイルス感染者数増加と、高齢者の重篤化を考慮し、9月は急速中止となりました。

しばらくは都度、開催の有無を決定する形となりますので、10月以降は浜区事務所へお問い合わせ下さい。

## ○ ふれあいカラオケつどい

大阪では連日、コロナウイルス感染者が多数発生しており、『ふれあいカラオケつどい』につきましても担当理事で話し合い、9月よりしばらくお休みすると決定しました。また、再開する折には、はま新聞等でお知らせします。

## ○ 子育てサロンおのしん

10月は当初の予定通り、お休みします。

11月以降は高齢者サロンと同様、掲示板あるいは浜区事務所でご確認下さい。

## 自主防災会だより(9月号)

9月、10月は台風発生のシーズンです。

備えは大丈夫ですか？

自分の命と

大切な家族の命を守って下さい。



9月6日から7日にかけて奄美・九州地方に接近した台風10号は当初、特別警報級と言われておりましたが、幸い、台風9号の通過により、海面水温が下がって予想ほどは発達せずに済みました。それでも、最大瞬間風速を記録した地域もあり、泉南市では、視界が遮られるほどの集中豪雨が繰り返し発生しました。

ところで皆さん、2年前の台風21号を思い出して下さい。屋根の損壊や電柱・樹木の倒壊、そして断水や停電という苦い体験をしたことは記憶に新しいところです。

まだ、台風シーズンは続きます。これから発生するであろう台風の動向に注意し、台風の接近が予想される場合には、早めの対策を行って下さい。

また、現在、新型コロナウイルス感染予防のため、3密を取ることから、避難所不足が懸念されております。実際、今回の台風で被害が予想されていた地域では、ホテルを代用された方も多くいたようです。自宅より安全な立地条件の親類宅等に一時避難させてもらうなど、個々に何らかの対策が必要です。

### 今年も大阪880万人訓練が実施されました。

9月4日、南海トラフ巨大地震を想定した「大阪880万人訓練」が携帯電話を利用して実施されました。即、身の安全を確保し、正確な情報をいち早く得た後、次の適切な避難行動をとることが大切です。

### 雨水マンホール破損

先日より立て続けに2度、敷地内の雨水マンホールが割れているという事案が発生しました。雨風や直射日光で多少の老朽化はありましたが、何らかの力がきっかけになって破損したのだと考えられます。位置的にも蓋の無い状態で放っておいては、人や自転車・バイク等が知らずに通行した場合、大けがにも繋がります。もし、故意であれば、絶対に止めて下さい。また、故意ではないが割れてしまった場合や無関係だが割れていることに気づいた場合は、すぐに事務所までお声掛け下さい。

### 無断駐車はしないで下さい。

時折、区民センターに無断駐車をしている車両を見かけます。先日も、浜区行事に支障が生じるという事例が何度か発生しました。やむを得ず、駐車を希望される場合は、事前に事務所へお声掛け下さい。声掛けが出来なかった場合は、車のワイパーに連絡先を記したメモを挟むなど、もしも…の場合すぐに移動が出来るようご配慮下さい。



## ご存知ですか？あなたのまちの 地域包括支援センター なでしこりんくう

地域包括支援センターは、泉南市の委託を受けた公的機関です。高齢者に関する福祉・医療・保健など、総合的な相談窓口です。

☆☆☆ ご存知ですか？ ☆☆☆

### ～ 法定後見制度 ～

法定後見制度は成年後見制度の一つで、認知症や障害などにより判断能力が不十分になってしまった方を守り、安心して地域で暮らして頂けるよう支援する制度です。判断能力の程度に応じて『補助』『保佐』『後見』の3つに分類され、『補助人』『保佐人』『後見人』(以下、成年後見人等)と呼ばれる人が、お金の管理をしてくれたり、福祉サービスや施設入所の契約をサポートしてくれたり、安心して生活ができるようにお手伝いをしてくれます。

法定後見制度を利用する場合、家庭裁判所への申立てが必要になります。申立てを行うことができるのは本人か配偶者、四親等内の親族と決まっています。身寄りのない方でしたら市町村長が申立てを行うこともあります。申立てをする時には様々な書類を家庭裁判所に提出することになるため、別途費用がかかりますが専門家にお願いするケースが多く見られます。ご本人やご家族が行う場合には、書類を取得する手数料等で約1～2万円が必要になるようです。こうして提出した書類は、ご本人にふさわしい成年後見人等を選ぶために使われます。だいたい約2～3か月かけて家庭裁判所が審理を行い、ご本人にふさわしい方を成年後見人等として選び、利用が開始となります。利用が開始となれば成年後見人等に報酬が発生しますが、その金額はご本人の収入に合わせた金額を家庭裁判所が決定します。

ある程度の時間や手間、場合によってはお金をかけて利用して頂く制度となりますが、こういった制度があるということをもまずは知って頂き、制度の利用も含めこれからの生活についてご家族や周囲の方と話し合ってみてはいかがでしょうか？

<お問い合わせ>

泉南市 地域包括支援センター  
なでしこりんくう

☎ 485-2882



### リバース工場特別販売のお知らせ

販売日：令和2年10月24日(土)9:00～10:00

詳細は、広報10月号と同時配布の注文書でご確認下さい。